

栃木県

TOCHIGI FIRE-FIGHTING EQUIPMENT SECURITY ASSOCIATION NEWS

消防設備保安協会報

第65号

令和5年1月発行

発行

一般財団法人
〒320-0032

栃木県消防設備保安協会 理事長 和田 均
宇都宮市昭和1丁目2番16号(栃木県自治会館内)
TEL: 028-625-4611 FAX: 028-625-4614



渡良瀬遊水地の朝日

目次

- 新年のご挨拶(理事長) 1
- 新年のご挨拶(栃木県知事) 2
- 新春のご挨拶((一財)日本消防設備安全センター理事長) 3
- 表彰関係情報 4
- 令和4年度理事会・評議員会報告 6
- 理事・監事・評議員名簿 7
- 令和5年度 消防設備士試験日程
令和3年度 消防設備士試験合格者状況 8
- 協会からのお知らせ・会員情報 9
- 二酸化炭素消火設備に係る基準改正のポイント 10
- インボイス制度について 12



新年のご挨拶



一般財団法人栃木県消防設備保安協会

理事長 和田 均

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から当協会の事業推進に対しまして、ご理解、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、栃木県、県内各消防本部及び関係団体の皆様には、格別のご指導、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナ侵攻は、世界経済（物流）の停滞、物価高を招き、世界は「武力による現状変更」への対応に苦慮してきたように思っております。日本においても、経済制裁等においてロシアに対して一定の制裁をかけたものの、エネルギー政策等を背景に十分な制裁ができたかどうかは疑問がのこるところであります。今も国民が、人類が試されているように思えてなりません。

また、コロナとの戦いも「ウイズコロナ」とは言うものの、引き続き警戒が必要であるには違いがありません。こうした中、明るい話題と言えば、サッカーのワールドカップでの熱戦だったでしょうか。日本が優勝したわけではありませんが、それより大切なことを改めて教えてもらったような気がしております。

一方で、（一財）日本消防設備安全センターにおいては、消防設備点検資格者再講習のオンライン講習を実施し、コロナ禍で受講できない方々等の利便性に寄与してきております。

当協会といたしましては、今後もこうした情報の発信に努め、講習会の開催にあっては、引き続きコロナに注意を払いながら、適切な定員、回数等を考慮し実施してまいりたいと思っております。また、消防用点検表示制度の推進、点検報告制度の啓発、及び火災予防思想の啓発広報等を引き続き行い、安全安心の確保に努めてまいります。

今後とも、関係各位のご指導、ご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、世の中の平穏と、コロナの一日も早い終息を願うとともに、会員の皆様にとりまして、本年がより良い年でありますよう心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和5(2023)年 新年のご挨拶



栃木県知事

福田 富一

皆様、あけましておめでとうございます。

一般財団法人栃木県消防設備保安協会の会員の皆様におかれましては、平素から各種消防用設備等の点検業務の推進、火災予防に係る安全思想の普及など、「安全安心な地域社会」の実現に向けて多大なる貢献をされていることに対しまして、深く敬意を表しますとともに心から感謝申し上げます。

さて、本年は、明治6（1873）年に栃木県と宇都宮県が合併し、おおむね現在と同じ地域の栃木県が誕生してから150年の節目の年となります。皆様と共にこの記念すべき年を迎えられますことを、大変うれしく思うところであります。

また、6月には、我が国で初めてとなるG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が本県で開催されます。この機をとらえ、栃木県の魅力・実力を広く国内外に発信し、地域経済の活性化やブランド力の向上に努めて参ります。

昨年開催された「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」につきましては、本県選手団の活躍に感動と勇気をもらうとともに、県民総参加により大きな成果を収めて成功裏に閉幕することができました。今後は、スポーツを通じた地域活性化など、両大会を通して培われた有形・無形のレガシーを確実に継承して参ります。

一方、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、保健・医療提供体制の整備やワクチン接種促進に向けた取組を着実に進めますとともに、引き続き、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、県民の命と健康、暮らしを守るため、必要な対策に万全を期して参ります。

また、長期化するコロナ禍に加え、物価高騰などにより地域経済が大きな打撃を受けている状況を踏まえ、社会経済活動の回復に向け、各種対策に取り組むとともに、強靱で稼ぐ力のある産業基盤の確立を図って参ります。

さらに、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げた本県の将来像「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」を実現するため、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略にも呼応しながら、本県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略（第2期）」と連携し、プランに基づく各種プロジェクトをより積極的に展開して参ります。

特に、人口減少・少子化対策としまして、若者や女性が働きやすい環境づくりを進めるとともに、結婚の希望をかなえ、安心して妊娠・出産、子育てができる魅力ある地域づくりに取り組んで参ります。

社会が大きく変化する中におきましても、時代の潮流を的確にとらえ、デジタル技術も有効に活用しながら課題解決や魅力向上を図り、未来に誇れる「新しいとちぎ」づくりに全身全霊で取り組んで参ります。

会員の皆様におかれましては、今後とも、地域社会の安全確保のため、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、一般財団法人栃木県消防設備保安協会のますますの御発展と、会員の皆様にとって本年が素晴らしい年となりますことを祈念申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

【2023年の年頭挨拶】

新春のご挨拶



一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 北 崎 秀 一

新春を迎え、皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

当センターは、1975年の設立以来、消防機関や関係業界の皆様から多大なご支援とご指導を賜り、逐次業務の拡充を図って参りました。

消防設備点検資格者等の消防技術者を養成するための各種講習や消防防災用設備機器の認定・性能評定、消防防災情報通信システムの調査・設計・施工監理、消防防災に関する国際協力及び調査研究、違反是正支援事業、各種出版物の刊行等、多岐にわたる業務を、都道府県消防設備協会及び消防防災事業団体並びに消防関係業界の皆様と緊密に連携して実施しております。

さて、昨年も新型コロナウイルス感染拡大の大きな波が何度も発生し、生活や経済活動は大きな影響を受けました。

また、6名の方がお亡くなりになる大変痛ましい結果となった新潟県村上市で発生した工場火災や、豪雨、台風等の風水害が多数発生したことにより、尊い命が失われるなど大きな被害をもたらしました。

一方で、近年におけるAI・IoT等の先端技術は、業務の一部を代替や補完できる水準にまで向上し、デジタル化の進展とともに、あらゆる分野で組織・事業そのものの変革が進むDX（デジタルトランスフォーメーション）へと進化してきており、消防分野でもその展開が期待されているところです。

こうした状況を踏まえ、当センターといたしましては、消防機関をはじめ関係機関と連携し、火災はもとより、発生が懸念される様々な自然災害等に的確に対応した自衛消防組織の充実の支援や消防分野におけるデジタル社会への対応に係る研究等、当センターに期待される役割を積極的に果たして参りたいと考えております。

引き続き、各事業の円滑な推進を図りますとともに、時代変化に柔軟に対応した積極的な事業展開に努めて参りますので、本年も皆様の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご多幸とご発展を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

表彰関係情報

阿波保雄副理事長 秋の叙勲 黄綬褒章受章



(左から和田理事長、阿波副理事長)

去る11月2日(水)当協会の副理事長である、阿波保雄氏が『黄綬褒章』を受章されました。永年にわたり消防設備業会の発展に寄与するとともに、安心・安全な地域社会と環境づくりに尽力された功績の中での受章、誠におめでとうございます。

阿波氏は、当協会の活動においても、平成16年より理事として、事業推進にあたるなど多大な貢献を成されてきました。現在は副理事長として事業推進に尽力されています。阿波氏の『黄綬褒章』受章は、ご本人、ご家族はもとより、当協会にとりましても大変名誉なことであり、ますますのご活躍・ご健勝を祈念申し上げます。

伝達式はコロナウイルス感染症の影響により実施しないこととなりましたが、総務省より安全センター経由にて、表彰状と勲章が和田理事長より伝達されました。



消防庁長官表彰及び(一財)日本消防設備安全センター 理事長表彰

去る11月4日(金) 明治記念館（東京都港区）において、消防庁及び一般財団法人日本消防設備安全センター主催の令和4年度消防設備関係功労者等表彰式が行われました。

本県からは次の2名の方と1事業所が受賞されました。

心よりお慶び申し上げますとともに今後のますますのご活躍を祈念申し上げます。

○消防設備保守関係功労者表彰（長官表彰）

小牧 伸敏 氏（株式会社小牧工業）

○消防設備保守関係者表彰（理事長表彰）

大塚 芳宏 氏（有限会社 大塚電機）

○優良事業所表彰（理事長表彰）

さくら防災株式会社（代表取締役 大木 裕二 氏）



消防庁長官表彰受賞
小牧 伸敏 氏



理事長表彰受賞
大塚 芳宏 氏



令和4年度理事会・評議員会報告



(理事会)



(評議員会)

令和4年度の理事会が去る5月23日(月)並びに評議員会が6月8日(水)に栃木県自治会館で開催されました。理事会の開会に際しては、ご来賓の栃木県消防防災課長 星野弘光氏のあいさつをいただきました。令和3年度事業報告、収支決算について審議されいずれも原案通り承認されました。

また、理事の任期満了につき、改選が行われ11名の方が選任されました。

合わせて、令和4年度の協会功労者1名、優良従業員表彰者7名、点検済表示制度優良事業所表彰1社の報告がなされ、下記の方が受賞されました。誠にありがとうございます。

令和4年度受賞者紹介

◎協会功労者表彰

○大河原隆嗣 氏（理事） 関東防災大河原幾雄商店

◎優良従業員表彰者

○本間 高広 氏	株式会社ユーユー商会
○永田 勇人 氏	佐藤防災サービス株式会社
○青木 靖二 氏	いすゞビルメンテナンス株式会社
○片岡 俊行 氏	中央理化工業株式会社栃木営業所
○櫻井美栄子 氏	中央理化工業株式会社栃木営業所
○飛田 精司 氏	株式会社西城
○熊川 寅次 氏	株式会社長工業

◎点検済表示制度優良事業所表彰

○有限会社毛塚防災

理事・監事・評議員名簿

令和5年1月現在

役職名	氏名	事業所名	部会
理事長	和田 均	和田工業(株)	管工事
副理事長	吉成 孝夫	大成電設(株)	電気工事
副理事長	阿波 保雄	栃木防災(株)	消防設備
理事	大橋 保	大橋総設工業(株)	管工事
〃	中村 勝	(株)水戸設備工業	〃
〃	戸塚 守	戸塚電工(株)	電気工事
〃	和久井 文夫	(有)和久井電気	〃
〃	笹岡 章	(協)栃木県消防設備保守協会	消防設備
〃	佐藤 健成	佐藤防災サービス(株)	〃
〃	大河原 隆嗣	関東防災大河原幾雄商店	〃
〃	星 守広	(一財)栃木県消防設備保安協会	
監事	小牧 伸敏	(株)小牧工業	管工事
〃	関本 恵一	第一電機(株)	電気工事
〃	青木 幸一	(株)青木商会	消防設備
評議員	大出 幸俊	(株)大出電機	電気工事
〃	黒川 隆行	黒川電設	〃
〃	内山 光市	(有)内山電機	〃
〃	高橋 巖	(株)西城	管工事
〃	佐久間 進	(株)佐藤設備	〃
〃	猪瀬 修	(株)トチナン	〃
〃	今井 裕	佐藤商事(株)	消防設備
〃	渡辺 圭一	(資)渡辺商店	〃
〃	長竹 孝二	信和防災(有)	〃



令和5年度 消防設備士試験日程

	第1回	第2回
試 験 日	令和5年9月10日（日）	令和6年2月11日（日）
試 験 会 場	栃木県立宇都宮工業高等学校（宇都宮市雀宮町52）	
種 類	甲種・乙種	
願 書 申 請 期 間	電子申請 令和5年6月30日（金）～7月11日（火） 書面申請 令和5年7月3日（月）～7月14日（金）	電子申請 令和5年12月1日（金）～12月12日（火） 書面申請 令和5年12月4日（月）～12月15日（金）
合 格 発 表 予 定	令和5年10月18日（水）予定	令和6年3月19日（火）予定
願書等常置場所	（一財）消防試験研究センター栃木県支部、栃木県内各消防本部	
願 書 受 付 場 所	（一財）消防試験研究センター栃木県支部	

問い合わせは（一財）消防試験研究センター栃木県支部 TEL 028（624）1022へ

令和3年度 消防設備士試験合格者状況

類 別	前 期			後 期			合 計		
	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%
甲種 特類	2	0	0.0	5	0	0.0	7	0	0.0
甲種第1類	51	29	56.9	37	2	5.4	88	31	35.2
甲種第2類	9	4	44.4	9	2	22.2	18	6	33.3
甲種第3類	17	6	35.3	18	9	50.0	35	15	42.9
甲種第4類	82	32	39.0	82	41	50.0	164	73	44.5
甲種第5類	13	8	61.5	17	5	29.4	30	13	43.3
甲種計	174	79	45.4	168	59	35.1	342	138	40.4
乙種第1類	15	4	26.7	10	3	30.0	25	7	28.0
乙種第2類	1	1	100.0	0	0	0	1	1	100.0
乙種第3類	11	4	36.4	6	3	50.0	17	7	41.2
乙種第4類	45	7	15.6	60	18	30.0	105	25	23.8
乙種第5類	7	4	57.1	4	0	0.0	11	4	36.4
乙種第6類	150	52	34.7	159	73	45.9	309	125	40.5
乙種第7類	18	13	72.2	21	16	76.2	39	29	74.4
乙種計	247	85	34.4	260	113	43.5	507	198	39.1
総合計	421	164	39.0	428	172	40.2	849	336	39.6

■試験日／【前期】令和3年9月12日（宇都宮市）【後期】令和4年2月13日（宇都宮市）（一財）消防試験研究センター栃木県支部 提供

協会からのお知らせ

◆令和5年4月1日より振込手数料が有料になります。

当協会へ振り込む際の振込手数料が令和5年4月1日から有料（事業者負担）になります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。詳細については後日通知いたします。

◆令和4年9月20日よりセイフティマークの申込方法が変更になりました。

従来の FAX での申込からメールでの申込に変更になりました。ご注文の方は（一財）日本消防設備安全センターのホームページから様式をダウンロードしてください。

◆令和5年度の消防設備士法定講習は、例年どおり10月を予定しています。

令和3年度に免許を取得された方、また平成30年度に講習を受講された方が対象です。

前回、栃木県で受講された方には受講案内を送付しています。住所に変更があった場合には、当協会（☎028-625-4611）あて連絡をお願いします。

◆令和5年度は消防設備点検資格者講習（資格取得）を予定しています。

この講習は、消防設備点検資格者の資格を取得するためのものです。詳細は5月頃ホームページに掲載します（隔年開催、今回は令和7年です）。

◆代表者や所在地等に変更のあった場合には、届出書の提出をお願いします。

会員名簿（令和4年10月1日現在）記載事項に変更があった場合には、会員専用ページより様式をダウンロードし、該当項目を記入のうえ提出してください。

また、点検済表示登録会員の変更についても併せて提出してください。

◆令和5年度消防設備点検資格者再講習のオンライン講習が実施されます。

詳しくは、（一財）日本消防設備安全センターのサイトをご覧ください。

会 員 情 報

代表者変更（敬称略）

- | | | | |
|--|--|-----------------------------------|---------------------------------|
| ①株トチオン
(旧) 今泉 忠男
(新) 高瀬 伸弘 | ②いすゞビルメンテナンス(株)栃木事業部
(旧) 小関 孝男
(新) 藤木 利隆 | ③有和久井電気
(旧) 和久井文夫
(新) 和久井健二 | ④株大高商事
(旧) 高橋 和夫
(新) 伊原 修 |
| ⑤富士通栃木コンストラクション(株)
(旧) 佐藤 和博
(新) 市川 裕一 | ⑥株相場設備管工
(旧) 相場 茅子
(新) 大塚恵理子 | ⑦株廣瀬住建
(旧) 廣瀬 文夫
(新) 青山 雄二 | |

住所変更（敬称略）

- シティホットサービス(有) (旧) 住所：〒329-2705 那須塩原市南郷屋4丁目27-17
(新) 住所：〒329-2705 那須塩原市南郷屋4丁目27-16

表示登録会員新規登録者紹介（敬称略）

- 藤井産業(株) 住所：宇都宮市平出工業団地6-12 代表取締役：藤井 昌一
登録番号：9-1-086

二酸化炭素消火設備※を設置している建物の所有者の皆様へ

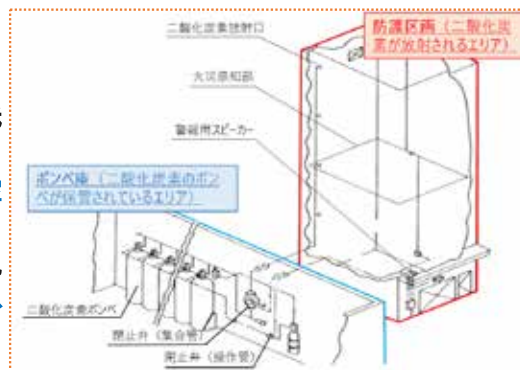
※ 二酸化炭素を消火剤とする全域放出方式の不活性ガス消火設備



二酸化炭素消火設備に係る 基準改正のポイント

二酸化炭素消火設備とは？

- 防護区画（二酸化炭素が放射されるエリア）内の酸素濃度を低下させ、消火します。
- 消火に伴う汚損が少ない等の特徴から、**機械式駐車場や電気室**などに多数設置されています。
- 設備が作動し、**二酸化炭素が放射されると**、防護区画内での視界は遮られ避難が難しくなるとともに、高濃度の二酸化炭素は、**人体に影響を与え、場合によっては生命の危険性が生じます。**



二酸化炭素消火設備の構成例（機械式駐車場）

改正の背景

消防庁では、令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを受け、有識者検討会において、再発防止策のあり方について検討しました。

この検討結果を踏まえ、二酸化炭素消火設備に係る政省令の改正等を行いました。

既に設置されている二酸化炭素消火設備において必要となる主な対応

令和5年3月31日までに

1

標識の設置が必要となります

二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、次の(1)(2)及びJIS A 8312(2021)の図A.1を表示した標識を設ける必要があります。

- (1) 二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。
- (2) 消火剤が放射された場合は、原則として、放射された場所に立ち入ってはならないこと。



標識イメージ

2

図書の備え付けが必要となります

制御盤の付近に、次の①②を定めた図書を備えておく必要があります。

- ① 二酸化炭素消火設備の構造
- ② 工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容・手順



イメージ

令和6年3月31日までに

3

閉止弁の設置が必要となります

集合管又は操作管に、一定の基準に適合する閉止弁（二酸化炭素を放射するための配管を閉止するための弁）を設ける必要があります。



閉止弁（集合管）



閉止弁（操作管）

ただし…

令和6年3月31日までに設置されている閉止弁のうち、一定の要件を満たすものにあつては、一部の基準に適合しない場合であっても、違反となりません。

詳細は次頁をご確認ください。



閉止弁の基準

1 趣旨	消防法施行規則第19条第5項第19号イ(ハ)に規定する不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定めるものとする。
2 構造及び機能	見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨を表示すること。開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。等
3 材質	さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。等
4 耐圧試験	弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する設備のうち低圧式のものにあつては3.75メガパスカルの水圧力を2分間加えた場合に、損傷等を生じないものであること。等
5 気密試験	弁を開放した状態で二酸化炭素を放射する設備のうち低圧式のものにあつては2.3メガパスカルの窒素ガス圧力又は空気圧力を5分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。等
6 作動試験	(1)直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉すること。(2)閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること。(3)開放の状態での開放の旨の信号が発せられること。
7 等価管長	起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管に設けるものを除き、水により等価管長を測定した場合に、ボール弁（フルボアのものを除く。）にあつては、50メートル以下であること。等
8 表示	次の(1)～(5)を閉止弁の見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。 (1)製造者名又は商標、(2)製造年、(3)耐圧試験圧力値、(4)型式記号、(5)流体の流れ方向（流れ方向に制限のない場合は除く。）

ただし、令和6年3月31日までに設置されている閉止弁のうち、一定の要件を満たすものにあつて

2～8の一部に適合しない場合であっても、違反となりません。具体的には、次のとおりです。

閉止弁の設置時点	閉止弁の基準	2	3	4	5	6	7	8
①令和5年3月31日までに閉止弁が設置されている場合		△※1				△※1		○
②令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新たに閉止弁を設置する場合		△※2	○	○	○	△※2	○	○

○：全ての要件に適合する必要がある △：一部の要件に適合する必要がある

※1 2 構造及び機能と6 作動試験に係る次の要件への適合が必要

- 一 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置が表示されているものであること。
- 二 見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨が表示されているものであること。
- 三 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉するものであること。

※2 2 構造及び機能と6 作動試験に係る次の要件への適合が不要

- 一 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。
- 二 閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること。
- 三 開放の状態での開放の旨の信号が発せられること。

その他主な改正点

全て令和5年4月1日から義務化

既に設置されているものを含め、全ての二酸化炭素消火設備が対象

- 二酸化炭素消火設備が設置された防火対象物における消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者が行うものとする
- 防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止弁を閉止し、かつ、手動起動に切り替えた状態を維持する
- 消火剤が放出したときは、みだりに人が防護区画内に立ち入ることのないよう維持する

【参考】令和5年4月1日以降に新たに設置された二酸化炭素消火設備が対象

- 起動用ガス容器を設ける
- 起動装置には、消火剤の放出を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設ける
- 自動式の起動装置の場合には、二以上の火災信号により起動するものとする
- 常時人のいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた場合の音響警報装置は音声による

事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

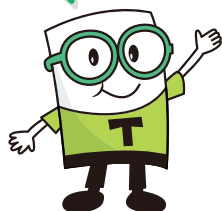
納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



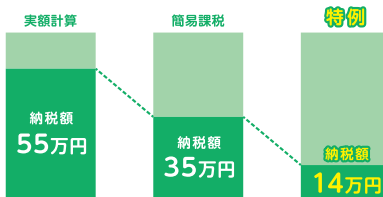
事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円※ = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる**売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります!

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は次頁へ

財務省
Ministry of Finance JAPAN

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶ **100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基礎導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール 50～500万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 10～100万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 20～200万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の
内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

免税事業者 のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

消費税



～ A社さんのケース ～



ぬいぐるみ製造業
(免税事業者)

A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですー

インボイス制度ですか・・・？

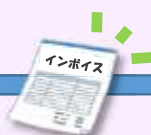


町の雑貨屋
(課税事業者)

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける必要があります**、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、売上げの10%を
納税しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって
どう作ればいいのか？



国 税 庁

【法人番号】7000012050002

疑問 1 仕入税額控除ってなに？▶ **納付する消費税額の計算方法**

$$\begin{array}{ccc} \text{売上げの消費税額} & \text{マイナス} & \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(売上税額)} & & \text{(仕入税額)} \end{array} = \text{納付する税額} \quad \text{(納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除仕入税額控除には
**インボイスの保存
が必要****インボイスがなければ
仕入税額控除できない※**

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～

**疑問 2**当社が登録しないと
どうなるんだろう…

登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\begin{array}{ccc} \text{③} & \text{②} & \text{B社} \\ 1,300\text{円} & - & 0\text{円} \\ \text{売上税額} & \text{仕入税額} & \text{納付税額} \end{array} = 1,300\text{円}$$

1,000円の控除不可

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**売上先 (買手) の納
付税額が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 **6年間**は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月～令和8年9月】 80%
【令和8年10月～令和11年9月】 50%

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\begin{array}{ccc} \text{②} & \text{①} & \text{A社} \\ 1,000\text{円} & - & 700\text{円} \\ \text{売上税額} & \text{仕入税額} & \text{納付税額} \end{array} = 300\text{円}$$

控除可能

ポイント

納付税額は、**売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額**です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

➡ **次頁へ**

インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

※ 下線部は、特に注意する項目です
※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

～ 請求書の対応例 ～

請求書		請求書	
日付	品名	金額	
11/1	魚 ※	5,000円	
11/1	豚肉 ※	10,000円	
11/15	鶏卵 ※	1,000円	
11/29	ケールセット	2,000円	
① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称		④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び登録番号	
② 取引年月日		⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率		⑥ 税率ごとに区分した消費税額	
8%対象 15,000円 10%対象 3,000円		軽減税率対象 消費税 1,200円 消費税 300円	

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであればインボイスになります (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している全ての書類をインボイスに対応する必要はありません
どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましょう
- ▶ 売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します

登録 手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書 (マイナンバーカード等) が必要です



もっと詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的な質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】 0120-205-553 (受付時間) 9:00~17:00 (土日祝除く) (令和4年2月)



簡易課税制度を選択した場合の計算方法

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

2ページの例だと…

ステップ1

$$1,000円 \times 70\% = 700円$$

売上税額 700円

ステップ2

$$1,000円 - 700円 = 300円$$

売上税額 300円

事業区分	事業	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	製造業 (A社)	90%
第二種	小売業、農林漁業 (飲食料品)		80%
第三種	製造業、農林漁業 (飲食料品除く) 等		70%
第四種	その他の事業 (飲食店業等)		60%
第五種	サービス業等		50%
第六種	不動産業		40%

簡易課税制度では、事務負担の軽減※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要で
課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます (経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先 (売上先や仕入先) と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に
関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者
及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」(財務省・公正取引
委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省) が公表されていますので、
参考してください



すべての住宅に 住宅用火災警報器 を!!

◎消防法により設置が義務付けられました。



とちまるくん©栃木県

悪質な訪問販売に注意してまるね!!

一般財団法人 栃木県消防設備保安協会 TEL.028-625-4611